

燃料アンモニア導入官民協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 我が国がカーボン・ニュートラルを図るにあつて、燃焼時にCO₂を発生させることのないアンモニアは石炭火力発電での混焼等で有効とされており、実機での実証実験も来年度から予定されている。今後、燃料用途で活用されるアンモニアの導入及び活用拡大に対応するための技術的・経済的な課題や、その解決に向けたタイムラインを官民で共有し、一体となって取組を進めるため、「燃料アンモニア導入官民協議会」を設立する。

(構成員)

第2条 協議会、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(協議会の取扱い)

第3条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 本協議会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。
- (2) 議事次第については、会議終了後に公開する。
- (3) 配布資料の公開/非公開の判断については、事務局に一任するものとする。
- (4) 協議会の内容については、発言者が特定されないような形で、概要のみ公開する。

(事務局)

第4条 協議会に係る事務は、資源エネルギー庁資源・燃料部政策課が行う。